

平成 27 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 26 年 8 月 27 日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	全国市長会関東支部支部長 総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		秦野市長	古谷義幸	
		逗子市長	平井竜一	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	福田紀彦	
		相模原市長	加山俊夫	
相談役	—	茅ヶ崎市長	服部信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	相模原市長	加山俊夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田英男	全国市長会評議員（経済）
		小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合克宏	経済部会長
監事	2	座間市長	遠藤三紀夫	
		横須賀市長	吉田雄人	
常務理事	1	事務局長	佐藤光徳	

※ 任期は、平成28年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、国の経済対策により景気回復の兆しが若干見えてきているものの、都市自治体の税財源は、いまだ不透明な状況が続いております。また、超高齢社会を迎え、県内都市自治体として対処すべき諸問題は多岐に渡っており、これは、都市自治体個々のみではなく、県全体として取り組まなければ解決できない課題となっております。

県で取り組んでいる新たなプロジェクト「ヘルスケア・ニューフロンティア」は、その超高齢社会対策の端緒として、産業・観光といった様々な分野への効果を期待しているところであり、県内都市自治体としても連携を築いていくことが必要であることを認識しております。また、さがみ縦貫道路の開通による新たな道路ネットワークの構築は、県外へのアクセス向上とともに都市間競争力を高める時機と捉えなければなりません。

本要望書は、日々変化する社会経済情勢への対応と、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成27年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された226件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちづくり、それが、我々都市自治体としての使命であります。その自治体からの要望を紡ぎ、県の施策につなげていくことで「神奈川県」としての魅力を全国に発信することができるものと考えます。

県内各都市の内実を踏まえた本要望書をご理解いただき、よりよい県政の実現のため、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年8月27日

神奈川県市長会
会長 内野 優

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について	1
2	都市税財源の充実・強化について	3
3	地域保健医療対策の充実について	5
4	教育行政の充実について	8
5	廃棄物処理対策について	10
6	地域経済の活性化について	11

一般要望事項

1	治安対策の強化について	13
2	地震防災対策の拡充について	14
3	地域手当の見直しについて	15
4	地方の創意を活かした分権型社会の実現について	16
5	社会保障・税番号制度について	16
6	都市税財源の充実・強化について	17
7	都市に対する県助成制度の改善について	18
8	社会福祉施策の充実について	19
9	国民健康保険制度の充実について	21
10	地域保健医療対策の充実について	22
11	放課後の児童対策の充実について	24
12	教育行政の充実について	25
13	文化財保護行政の推進について	27
14	基地対策の促進について	28
15	都市環境行政の推進について	29
16	道路の整備について	31
17	海岸・河川の整備について	33
18	都市整備について	35
19	都市公園等の整備について	36
20	都市交通の整備について	36
21	農林水産業の振興について	37
22	公共用地の取得について	37
23	地域の活性化に向けた取り組みについて	38

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業の平成 27 年度以降の延長または新たな制度を創設するとともに、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。 **一部新規**

イ 南海トラフ地震対策特別措置法及び首都直下型地震対策特別措置法の施行に伴う市町村の地震防災対策に対する支援体制の拡充を図ること。 **一部新規**

ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

エ 「消防広域化重点地域」に指定された市町村、特に「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれのある市町村を含む地域」に対する財政支援を国に働きかけるとともに、県においても新たな補助金制度等を創設すること。 **新規**

(2) 津波対策の強化について

ア 国道 134 号線下への防潮扉の設置及び河川遡上対策、防潮堤のかさ上げを行い、浸水想定域への避難施設設置に対する支援を行うこと。

一部新規

イ 国道 134 号をまたぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、県立湘南海岸公園の区域内において、築山や既存建築物の屋上活用等による津波避難機能の拡充を検討すること。 **新規**

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策にあ

たり、国が示す新たな知見や県の調査検討に基づく被害想定等について沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力をを行うこと。 **一部新規**

(3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質を含む焼却灰や、土砂等の処分をするため、早急に措置を講じるよう国に働きかけること。また、これらにかかる費用は国や東京電力が速やかに補てんするよう国に働きかけること。

(4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。 **新規**

2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 全国一律の施策を実施する際、市町村が負担することとなる事務経費については、必要な財源が確実に配分される制度設計を行うよう国に働きかけること。**新規**

イ 地方の自主財源である法人住民税の一部を国税化することについては、受益と負担という税負担の原則に反し、地方分権の推進を阻害するものであるため、地方交付税による財源措置とは別の財源措置を強く国に働きかけること。**新規**

ウ 都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、都市税財源の拡充を図ること。**一部新規**

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度の復活及び許可要件の緩和を図ること。**一部新規**

(4) 地方交付税について

ア 不交付団体における国庫補助事業等の補助率及び交付率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。**一部新規**

イ 消費税率引き上げによる増収が交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用できるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入するとともに、国の一方

的な考えのもとで、さらなる地方の歳出削減を前提とした基準財政需要額の減額を行うことのないよう国に働きかけること。**新規**

ウ 市町村民税所得割の基準財政収入額の算定において、総合課税分にも精算制度を導入するよう国に働きかけること。**新規**

3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるように充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

一部新規

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金については、県内で統一した対応がとれるよう調整することや、撤廃を検討すること。 **一部新規**

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

イ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。同様に、内科・外科の初期救急医療体制を維持するために、現行制度における支援策を継続すること。

一部新規

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。
また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、市町村の財政負担がより確実に軽減されるよう恒久的な支援制度を創設するとともに、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

一部新規

(4) 不妊及び不育症治療について

不妊及び不育症治療について、医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るとともに、不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。**一部新規**

(5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、安定的な摂取を実施するための財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、県独自の支援制度を創設すること。

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、安定的な接種を実施するため、県において必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

ウ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。**新規**

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(7) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。

(8) 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、平成 27 年度以降も

継続すること。

また、自殺対策基本法に基づき自治体を実施する自殺対策事業に対して、恒久的な国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。 **一部新規**

4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成23年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成32年度から小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、教職員の研修の充実など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。 **一部新規**

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、指導力の維持を目的とした臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。 **一部新規**

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。 **一部新規**

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。 **新規**

キ 土曜授業を実施しやすい環境を整えるため、教職員が週休日に勤務する場合の振替期間を拡大し、長期休業期間中に振り替えられるようにすること。 **新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。
- ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。
- エ 特別支援教育及び児童・生徒指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童・生徒指導担当者を専任で配置するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、補助員を配置すること。

一部新規

- オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きかけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。 **新規**

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけるとともに、補助割合に満たない場合は、県が不足分の財源措置を講じること。 **一部新規**

(4) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣を拡大すること。 **一部新規**

(5) 民間調理場方式による学校給食に対する県費負担栄養士の配置について

民間調理場方式による給食においても、その実施食数に応じ、共同調理場方式に準じた県費負担栄養士等を配置すること。 **新規**

5 廃棄物処理対策について

廃棄物処理対策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全のためにも極めて重要です。現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため家電製品の不法投棄が増加し、その処理による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国へ働きかけること。 **一部新規**

6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、三浦縦貫道路、さがみ縦貫道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、スマートインターチェンジの設置について積極的な取り組みを行うこと。 **一部新規**

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

砂浜の侵食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、養浜及び改善対策を講じること。

また、夏季の海の家営業時間や、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備を促進するとともに、水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。 **一部新規**

(3) 都市整備について

ア 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

イ 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、鎌倉市域の県道 21 号（横浜鎌倉）・県道 32 号（藤沢鎌倉）等や、逗子市域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進すること。**新規**

(4) 農林水産業の振興について

広域農道整備は農業の発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要であることから、早期整備を図ること。

また、特定漁港漁場整備計画や、6次経済の核となる漁港づくりを推進すること。 **一部新規**

(5) 地域の活性化に向けた取り組みについて

平成 26 年度に新たに創設された「新たな観光の核づくり等促進交付金」について平成 27 年度も継続すること。

また、三浦半島全域を観光地として一体的にPRし、地域経済活性化を図るため、新たな補助の創設など実効性の高い支援とともに、県としての取り組みも進めること。

さらに、地域振興拠点施設「(仮称) 大型直売交流センター」(道の駅)整備事業に係る土地利用の規制を緩和及び財政的な支援を行うこと。**新規**

一般要望事項

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、重要犯罪の認知件数は増加傾向にあるなど治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

については、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の拡充について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 香川地区を最優先に、松林、鶴嶺西地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

イ さがみ野駅周辺に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。

ウ 人口密集地区である岡本地区の岩原・沼田地域に新たな交番等を設置するなど、警察体制の拡充を図ること。**新規**

(2) 道路交通安全対策の強化について

信号機や横断歩道の設置要望箇所について迅速に対処するとともに、規制道路標識（横断歩道・一時停止線）の補修を早急に行うこと。**新規**

2 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業の平成 27 年度以降の延長または新たな制度を創設するとともに、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。 **一部新規**

イ 南海トラフ地震対策特別措置法及び首都直下型地震対策特別措置法の施行に伴う市町村の地震防災対策に対する支援体制の拡充を図ること。 **一部新規**

ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

エ 「消防広域化重点地域」に指定された市町村、特に「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれのある市町村を含む地域」に対する財政支援を国に働きかけるとともに、県においても新たな補助金制度等を創設すること。 **新規**

(2) 津波対策の強化について

ア 国道 134 号線下への防潮扉の設置及び河川遡上対策、防潮堤のかさ上げを行い、浸水想定域への避難施設設置に対する支援を行うこと。 **一部新規**

イ 国道 134 号線をまたぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、県立湘南海岸公園の区域内において、築山や既存建築物の屋上活用等による津波避難機能の拡充を検討すること。 **新規**

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策にあたり、国が示す新たな知見や県の調査検討に基づく被害想定等について沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。 **一部新規**

(3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質を含む焼却灰や、土砂等の処分をするため、早急に措置を講じるよう国に働きかけること。また、これらにかかる費用は国や東京電力が速やかに補てんするよう国に働きかけること。

(4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。**新規**

3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。

については、次の事項について要望します。

(1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うよう国に働きかけること。

4 地方の創意を活かした分権型社会の実現について

持続可能な地域づくりの実現のためには、地域の個性を發揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していくことが必要です。

地方自治体においては、地方における先進的な諸施策を各都市間で情報共有等を図るとともに、近隣都市と相互に連携・協力を深め、効率的・効果的な行政運営が必要となります。

については、次の事項について要望します。

(1) 広域連携の支援について

市町村が実施する広域連携の取り組みに対して人的・財政的支援をはじめとする適切な支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても支援の拡充を図ること。**新規**

(2) 中核市移行に伴う支援について

特例市制度と中核市制度を統合する地方自治法の一部を改正する法律による、特例市から中核市への移行を判断するためには、保健所業務の所管区域の扱いや職員の対応など、諸課題の解決のための具体的な検証が必要となることから、積極的な情報提供や支援を行うこと。**新規**

5 社会保障・税番号制度について

いわゆる社会保障・税番号制度の導入にあたっては、運用開始までの期間が限られるなか、円滑な導入を進めていくことが重要となります。

については、次の事項について要望します。

(1) 社会保障・税番号制度導入に伴う支援について

社会保障・税番号制度の導入にあたって、他市町村とのさらなる情報交換の体制を整備するとともに、市町村の予算編成等に支障が出ないように導入準備のために必要な情報を適時適切に提供することを国に働きかけること。また、制度導入に伴うシステム整備費に見合った額を補助対象経費として認め、その全額を補助するよう国に働きかけること。**新規**

6 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 全国一律の施策を実施する際、市町村が負担することとなる事務経費については、必要な財源が確実に配分される制度設計を行うよう国に働きかけること。**新規**

イ 地方の自主財源である法人住民税の一部を国税化することについては、受益と負担という税負担の原則に反し、地方分権の推進を阻害するものであるため、地方交付税による財源措置とは別の財源措置を強く国に働きかけること。**新規**

ウ 都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、都市税財源の拡充を図ること。**一部新規**

(2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度の復活及び許可要件の緩和を図ること。**一部新規**

(4) 地方交付税について

ア 不交付団体における国庫補助事業等の補助率及び交付率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。**一部新規**

イ 消費税率引き上げによる増収が交付税の減額につながらず、確実に社会保障財源として活用できるよう、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入するとともに、国の一方的な考えのもとで、さらなる地方の歳出削減を前提とした基準財政需要額の減額を行うことのないよう国に働きかけること。**新規**

ウ 市町村民税所得割の基準財政収入額の算定において、総合課税分にも精算制度を導入するよう国に働きかけること。**新規**

7 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

ア 市町村事業推進交付金については、県民の生活に直結するため個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細かな検討を行い、安易な廃止や一括交付金化という看板のもとでの減額など、削減ありきの見直しを行わず、検討内容や経過についてきちんと市町村へ情報提供をすること。また、所要額総額を確保するため十分な予算措置を行ったうえで、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じるとともに、市町村自治振興事業会計に一般会計から所要額を繰入すること。 **一部新規**

イ 市町村自治基盤強化総合補助金については、より市町村が使いやすい補助要件等について検討を講じること。

ウ 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。 **新規**

エ 暮らし・にぎわい再生事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について市と協調し応分の負担を行うこと。 **一部新規**

オ 誰もが快適に楽しめる観光空間を実現するため、公衆トイレの整備、充実が重要課題のひとつに掲げられるが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、従前にも増して取り組みの速度を上げていくことが求められていることから、財政支援制度の充実を図ること。 **新規**

8 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、個室化（ユニット化）などによる施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、支援制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 養護老人ホームの運営に係る補助金については、その必要性や役割を十分に踏まえ、入所者の生活に影響を及ぼすことのないよう県・市相応の負担とすること。**新規**

ウ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、社会福祉法人として安定した運営を行うため、改築に対しても補助金を交付すること。 **一部新規**

(2) 在宅医療体制の構築に向けた支援について

超高齢化社会においても、住み慣れた地域・慣れ親しんだ人たちに囲まれて療養できるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに構築していくこと。

また、訪問診療医の育成・確保、在宅療養支援診療所の開設及び IT ネットワークを介した広域的な情報共有システム構築への財政措置を講じること。**新規**

(3) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を 25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

イ 介護保険料や利用料の軽減策が十分でないため、財政措置を含めた総合的・統一的な制度改正を図るよう国に働きかけること。

ウ 平成 27 年度からの介護報酬の改定では、他の業種との均衡を図り、介護報酬を適正な水準に引き上げること。

(4) 市民後見人の養成について

市民後見人の養成は規模等の違いにより全ての自治体で養成することは困難なため、市民後見人養成講座基礎研修を継続して実施すること。**新規**

(5) 障害者福祉の充実について

ア 平成 24 年 4 月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の 1 級の通院の

医療費が対象となったが、入院についても制度の対象とすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

また、障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率 1 / 2 を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。また、障害支援区分認定等事務費における市の負担を 1 / 4 にとどめること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。 **一部新規**

エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図り、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を県内均質に確保すること。 **一部新規**

(6) 児童福祉の充実について

ア 民間保育所運営費補助金及び保育対策等促進事業費補助金について、県補助要綱で定める補助割合の維持と、交付基準どおりの補助額の確保により、従前の制度を継続すること。また、緊急財政対策による民間保育所運営費補助金の見直しについては、民間保育所への影響や市町村負担の増加につながらないように慎重に検討すること。

イ 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を平成 27 年度以降も継続して実施すること。

また、交付金の対象となる事業について、基金のみを財源とすることや、施設整備事業について公立保育所を対象に加えるなど、内容の改善を図ること。 **一部新規**

ウ 平成 27 年 4 月に施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の導入にあたり、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう自治体への財政支援を行うこと。 **一部新規**

エ 子ども・子育て支援新制度における給付費の国負担分について、現行の減額を前提とした額とすることがないよう、国に働きかけること。また、施設型給付費の地方単独上乗せ分についても、県の負担額が現行の私学助成制度における県支出金を下回ることなく、相応額の財政負担を講じること。 **新規**

オ 教育・保育施設の施設型給付費における 1 号認定の子どもの教育に関する公定価格については、自治体の裁量的経費による制度決定が予定されており、自治体間での格差が生じることが懸念されているため、県で調整を図ること。

また、自治体が同様の事務を行うものについては、県が一定程度取りまとめを行うなど、県内自治体の事務軽減について対策を講じること。 **新規**

(7) 生活保護費負担金について

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(8) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の国庫負担等について

平成 27 年度に施行される生活困窮者自立支援法における各種支援事業の財源となる国庫負担について、従来からのセーフティネット支援対策等事業費補助金の補助率等を維持すること。**新規**

(9) ホームレス対策における財源確保について

緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業)の終了後も、引き続きホームレス対策における財源確保を継続すること。**新規**

9 国民健康保険制度の充実について

国民健康保険制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているなか、国民健康保険制度の継続した安定を図るため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担軽減を図るとともに、都道府県単位での広域化の実施を進めること。また、一般会計からの繰入に対しても財政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を行うこと。 **一部新規**

(2) 国民健康保険における県普通調整交付金の見直しについて

国民健康保険における県普通調整交付金について、医療分の算定方法の見直しを図るだけでなく、自治体間の財政調整のため、現在の定率による交付から所得水準に応じた交付に改めること。**新規**

10 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金については、県内で統一した対応がとれるよう調整することや、撤廃を検討すること。 **一部新規**

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

イ 小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業の補助金額を堅持し、さらに拡充するよう国に働きかけるとともに、減額分について支援策を講じること。同様に、内科・外科の初期救急医療体制を維持するために、現行制度における支援策を継続すること。

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。

また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、市町村の財政負担がより確実に軽減されるよう恒久的な支援制度を創設するとともに、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。 **一部新規**

(4) 不妊及び不育症治療について

不妊及び不育症治療について、医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るとともに、不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。 **一部新規**

(5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、安定的な摂取を実施するための財政支援を講じるよう国に働きかけるとともに、県独自の支援制度を創設すること。

イ ポリオ（小児まひ）の不活化ワクチンについては、安定的な接種を実施するため、県において必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

ウ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。 **新規**

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(7) 市町村健康事業費補助金について

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進事業の推進を図ること。

(8) 地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金について、平成 27 年度以降も継続すること。また、自殺対策基本法に基づき自治体を実施する自殺対策事業に対して、恒久的な国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。 **一部新規**

(9) 無料または低額料金での調剤について

調剤薬局において、無料または低額料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置付けるよう国に働きかけること。 **新規**

(10) 在宅療養新財源について

医療・介護サービス提供体制改革のための新たな財政支援制度に係る在宅医療・介護サービス充実事業への補助金について、地域医療再生基金を財源とした現行の補助金と同様に補助率を 10 / 10 とすること。 **新規**

(11) (仮称) 未病いやしの里センターの設置について

未病に関する重点的な情報発信や普及啓発等を実施する「未病いやしの里づくり」の核となる拠点施設「(仮称)未病いやしの里センター」を設置すること。 **新規**

11 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後児童健全育成事業について

ア 放課後児童健全育成事業に係る交付金について、既存の補助対象には満額交付すること。また、指導員の雇用安定や障害児の複数受け入れにも対応できるよう財政措置を講じること。

さらに、県は補助金交付要綱に定められた補助率による交付額を確保できるよう適切な財源措置も講じること。 **一部新規**

イ 放課後児童健全育成事業について、地域ニーズに応じた子育て支援の実施が求められているため、平成 27 年度から始まる子ども・子育て新制度へ向けた施設整備について支援すること。

また、放課後に過ごす生活スペースを十分に確保できるよう施設整備に係る補助の拡大を国に働きかけるとともに、県においても助成対象とすること。 **新規**

ウ 放課後児童クラブ設置促進事業について、小学校外での放課後児童クラブの設置費用においても補助対象に含めること。 **新規**

エ 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金について、「小1の壁」を解消するためにも単年度措置とせず、新制度が本格開始される平成 27 年度以降も継続して実施するよう国に働きかけること。 **新規**

12 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成23年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成32年度から小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、教職員の研修の充実など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。 **一部新規**

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、指導力の維持を目的とした臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

一部新規

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。 **一部新規**

カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。 **新規**

キ 土曜授業を実施しやすい環境を整えるため、教職員が週休日に勤務する場合の振替期間を拡大し、長期休業期間中に振り替えられるようにすること。 **新規**

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。

イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。

ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。

エ 特別支援教育及び児童・生徒指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童・生徒指導担当者を専任で配置するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、補助員を配置すること。 **一部新規**

オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きかけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。 **新規**

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策である幼稚園就園奨励費補助制度について、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけるとともに、補助割合に満たない場合は、県が不足分の財源措置を講じること。 **一部新規**

(4) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣を拡大すること。 **一部新規**

(5) 民間調理場方式による学校給食に対する県費負担栄養士の配置について

民間調理場方式による給食においても、その実施食数に応じ、共同調理場方式に準じた県費負担栄養士等を配置すること。 **新規**

13 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。

イ 開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査経費を確保するため、記録保存調査に関する事業者の責任を明確化し、発掘調査に係る費用について相応の負担を求める「原因者負担の原則」の制度化及び、国庫補助事業対象の拡充を国に働きかけること。

ウ 保存対象となる史跡等の土地が国及び県有地の場合であっても、市有化を進める際に補助の対象となるよう特例措置を創設するよう国に働きかけるとともに、県においても事業の性質を鑑みて柔軟な対応を図ること。**新規**

14 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

都市化により一層過密化が進む現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をするよう国に働きかけること。また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供するよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。 **一部新規**

(3) 基地交付金及び調整交付金について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、調整交付額と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。 **一部新規**

(4) 基地周辺対策について

住宅防音工事は、航空機による騒音被害への唯一の対策であることから、市内全域を対象とするとともに、建築年次に関わらず全ての住宅を対象とするよう国に働きかけること。また、一切市民の負担とならず、円滑な実施に万全を期すよう国に働きかけること。 **一部新規**

(5) 基地問題に対する取り組みの強化について

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成29年まで3年間延期されたが、艦載機部隊の一日でも早い移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、移駐後の厚木基地の運用面についても、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。 **一部新規**

15 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国へ働きかけること。 **一部新規**

(2) 地球温暖化防止策の推進について

住宅用スマートエネルギー設備等、普及台数の増加を目指す事業にあっては、県の予算規模を拡大し、確実な事業効果の見込める補助事業とすること。 **新規**

(3) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県有地における捕獲を実施するとともに、県が主導となり、県及び各市町が足並みを揃えて積極的に捕獲を行えるよう、タイワンリスについても県全域における防除実施計画を策定すること。 **一部新規**

イ イノシシ及びニホンザルによる農業被害や生活被害の根絶に向けて、捕獲や追い上げ等の強化とともに、対策施設の整備や農家の狩猟免許の取得に対する継続的な支援を行うこと。また、著しい被害を及ぼすS群及び鳶尾群については全頭捕獲を実施すること。 **新規**

ウ 一般開放が開始された小網代の森について、来遊者が利用できる本設トイレを設置するとともに、整備された木道や園路と併せ、本設トイレについても県による永続的な維持管理を行うこと。 **新規**

(4) 海岸の環境保全について

海中ごみ等について、その実態を把握する調査とともに、その回収及び適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対しても必要な働きかけをすること。

(5) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について

公共施設において、コージェネレーションなど再生可能エネルギー等を導入するための改修を行う際は、補助金を交付するなど新たな財政的援助を検討すること。

(6) 放射能監視体制の強化について

放射能については、広域的な観点から県内全域で統一した測定方法により、モニタリングを継続的に実施することが効果的であることから、各市町村に測定設備の設置を行うとともに、一層のきめ細やかな測定、監視の強化を図ること。**新規**

16 道路の整備について

道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラです。神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工
- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルートの早期具体化、圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号の交通渋滞の解消や、防災力・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、さらなる機能強化と電線地中化の推進及び三浦縦貫道路Ⅱ期区間の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置を含めた交差点改良の実施 **一部新規**
- オ 国道 467 号の大和市南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手 **一部新規**
- カ さがみ縦貫道路及び横浜湘南道路（圏央道）の早期整備

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間の早期着工
- イ 県道 24 号（横須賀逗子）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施
- ウ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間の早期整備と料金体系の早期見直し（引き下げ等）及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化
- エ 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備の早期事業化 **一部新規**
- オ 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号（横浜厚木）側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成
- カ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）及び都市計画道路「相模原二ツ塚線」・都市計画道路「水窪座間線」（第 1 期事業区間）の早期完成
- キ 都市計画道路「相模原二ツ塚線」・都市計画道路「水窪座間線」（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続
- ク 都市計画道路「下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号（横浜厚木）以北の整備）、県道 407 号（杉久保座間）（国分・杉久保地区の

拡幅)、県道 74 号(小田原山北)(沼田交差点の右折車線)、県道 40 号(横浜厚木)・42 号(藤沢座間厚木)・45 号(丸子中山茅ヶ崎)の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備

ケ 県道 22 号(横浜伊勢原)(用田橋～戸沢橋間の拡幅)の都市計画決定及び早期事業化

コ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

サ 都市計画道路「河原口中新田線」の整備区間を中新田市街道交差点から相模大橋東交差点まで延長し、渋滞の緩和と歩行者の安全な動線の確保

シ 都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化及び、都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進

ス 綾瀬市内における県道 40 号(横浜厚木)、県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)の早期 4 車線化に向けた事業計画の策定及び整備

セ 都市計画道路「藤沢大磯線」の騒音、振動、排気ガス等の環境対策をさがみ縦貫道路へのアクセス道路であること等を勘案しての実施及び未整備区間を含む全線において安全対策の早期着手 **一部新規**

ソ 県道 21 号(横浜鎌倉)の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道 32 号(藤沢鎌倉)の鎌倉大仏周辺、県道 204 号(金沢鎌倉)の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道 311 号(鎌倉葉山)の鎌倉市域内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策の早期検討

タ 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)から県道 404 号(遠藤茅ヶ崎)までの区間の早期整備 **新規**

(3) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

(4) 橋梁の整備促進等について

「SS9 橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)の早期整備を図ること。

(5) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化も期待できるため、横浜横須賀道路通行料金を値下げするよう国に働きかけること。

また、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び逗葉振動の通行料金を値下げするとともに、今後予定される消費税率の引き上げにともない通行料金を見直す場合にも、三浦半島の 3 有料道路の料金は据え置くこと。 **一部新規**

(6) 横浜横須賀道路の(仮称)横須賀パーキングエリア周辺におけるスマートインターチェンジの早期整備について

横浜横須賀道路の(仮称)横須賀パーキングエリア周辺におけるスマートインターチェンジの早期整備を図るため、神奈川県県土整備局、神奈川県警察本部、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社による地区協議会での実施計画書策定などの手続きを推進するとともに、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、整備を促進することを国に働きかけること。 **新規**

17 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀等の海岸侵食対策に茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用すること。

一部新規

イ 夏季の海の家の営業時間や、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所を早期に整備するとともに、整備が完了するまでは暫定改修等の対策を講じること。

また、目久尻川については、海老名市公共下水道雨水幹線の接続にあたり流出抑制されているため、流出抑制の解除及び、浸水被害発生状況に対応した新たな河川改修を実施すること。 **一部新規**

イ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、重点整備区間の早期整備とともに、比留川合流地点から上流部の総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図ること。

また、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を講じること。

ウ 二級河川引地川の大山橋付近は、下流域を含めて河川が未改修であることなどから、浸水被害が発生しているため、河川改修及び大山橋の架け替えを早期に行うこと。

また、平成26年6月から施行される特定都市河川の指定は、流域自治体並びに市民や事業者に新たな雨水の流出抑制対策等を求めるものであることから、特定都市河川指定後も、治水対策の根幹をなす河川改修を境川及び引地川の未整備箇所において推進すること。 **一部新規**

エ 狩川等の県管理河川では土砂が堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、平成24年の台風4号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、早期に河川改修断面での整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部では、溢水被害が生じていることから、早期に整備するとともに、暫定的な整備の実施を検討すること。 **一部新規**

カ 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設の整備を相模川・中津川河川整備計画に位置付け、本計画の策定に合わせ低水護岸整備を早期着手すること。

また、河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。

さらに、相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。**新規**

(3) 海岸及び河川の総合的な環境保全について

美しく魅力ある湘南海岸の環境保全を推進するため、養浜事業を推進するとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

また、境川及び引地川両河川の藤沢市より上流の各行政区域ごとに、河川除塵機を設置するとともに、河川管理者が河川除塵機の維持管理について応分の負担を担うこと。

一部新規

18 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間の短縮を図ること。

また、国関係協議について、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。 **一部新規**

(4) 土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域を土砂災害警戒区域へ移行するために、砂防堰堤等のハード対策の早期事業化・整備促進を図ること。 **一部新規**

(5) 都市環境整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等の支援を図ること。 **新規**

19 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や、歴史的風土特別保存地区の指定拡大、市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与とともに、これらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をとること。

一部新規

(2) 城ヶ島ハイキングコース整備について

新たな観光の核づくり認定事業に対するより一層の支援と台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。

20 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。

については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

(2) 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、鎌倉市域の県道 21 号（横浜鎌倉）・県道 32 号（藤沢鎌倉）等や、逗子市域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進すること。 **一部新規**

(3) 大量公共交通機関の必要性の位置付けについて

相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関として、小田急多摩線や相鉄本線の延伸など、相模川以西の発展に向けた公共交通機関の必要性を「かながわ交通計画」に位置付けること。 **新規**

21 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 広域農道小田原湯河原線の早期事業化について

小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要な路線であることから、路線全体の早期事業化を図ること。

(2) 小田原漁港特定漁港漁場整備計画の事業推進について

小田原漁港特定漁港漁場整備計画の円滑な事業推進を図ること。

(3) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、魅力あるみなとづくりの提言を具現化させるために必要となる市が行う漁港施設の高度衛生化について、県も当該施設整備に対する応分の費用を負担すること。 一部新規

22 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。

また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500万円から3,000万円程度に引き上げること。

23 地域の活性化に向けた取り組みについて

「新たな観光の核づくり」などの地域を活性化するためのプロジェクトを推進することが重要です。

については、地域の活性化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 新たな観光の核づくりへの支援について

平成 26 年度に新たに創設された「新たな観光の核づくり等促進交付金」について平成 27 年度も継続すること。

また、平成 26 年度採択事業に対する拡充支援制度を追加すること。 **新規**

(2) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援の実施について

三浦半島全域を観光地として一体的にPRし、地域経済活性化を図るため、新たな補助の創設など実効性の高い支援とともに、県としての取り組みも進めること。 **新規**

(3) 地域振興拠点施設の整備について

地域振興拠点施設「(仮称) 大型直売交流センター」(道の駅) 整備事業に係る土地利用の規制を緩和及び財政的な支援を行うこと。 **新規**